



NPO 法人

食科協ニュースレター 第189号

目 次

| | | |
|--|--------------|----|
| 【食科協の活動状況】 | | 2 |
| 1. 2019年3月～2019年4月の主な活動(先月報告以降) | | |
| 2. 食の安全講演会(3月26日)参加者の質問に答える | NPO 法人食科協事務局 | |
| 3. 厚生労働省のパブリックコメント募集に対する意見の提出について | NPO 法人食科協事務局 | |
| 【行政情報】 | | 2 |
| 1. 広域連携協議会の設置について | | |
| 2. 豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について | | |
| 3. 野生鳥獣肉の衛生管理等に関する実態調査の結果について | | |
| 4. 特別用途食品に関する質疑応答集について | | |
| 5. 平成31年度輸入食品監視指導計画を策定 | | |
| 6. 「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」の一部改正 | | |
| 7. 食品表示基準についての一部改正 | | |
| 8. 冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドラインの制定 | | |
| 9. 食中毒健康危機管理実施要領の改正について | | |
| 10. 「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」の改正について | | |
| 11. 食中毒統計作成要領の改正について | | |
| 12. 農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて | | |
| 13. 米国食品医薬品庁(FDA)、米国農務省(USDA)及びFDAが家畜及び家きん細胞株由来細胞培養食品を規制するための公式協定を発表した旨を公表 | 7 | |
| 14. 食品ロス量(平成28年度推計値)の公表について | | |
| 15. 食品ロス削減に向けた納品期限緩和の取組の進捗と今後の展開について | 森田邦雄 | |
| 16. 食品安全委員会提供情報 | | |
| 2019年3月26日第736回から2019年4月2日第737回までの開催分 | | |
| 【会員の投稿】 | | 10 |
| グビーワールドカップ2019に備える活動(大分県)に参加して | | |
| | 北村忠夫 | |

※各リンク先に飛べない場合は URL をコピーペーストして下さい。

平成 31 年 4 月 16 日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下 3-14-3、全麵連会館 2 階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-Mail 8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【食科協の活動状況】

1. 2019年3月～2019年4月の主な活動

- 3月15日 かわら版 186 号を発行。
- 3月22日 かわら版 187 号を発行。
- 3月26日 合同会議開催。馬場理事長のあいさつにひきつづき、2019年度理事会及び第17回通常総会の開催について討議→原案どおり可決。5月開催の総会準備について。3月、4月の講演会・勉強会について、6月第17回通常総会における会員研修会について→4月に詳細について再度相談。
- 3月29日 かわら版 188 号を発行。
- 4月 5日 かわら版 189 号を発行。
- 4月12日 かわら版 190 号を発行予定。
- 4月16日 合同会議予定 ニュースレター189号を発行予定。
- 4月19日 かわら版 191 号を発行予定。
- 4月23日 勉強会並びに情報交換会
平成31年度 NPO 法人食科協勉強会
 - 1 テーマ 食品表示新制度へ確実に移行するために（仮題）
 - 2 開催日時 平成31年4月23日(火) 12:45～16:40
 - 3 開催場所 東京都江東区森下文化センター

2. 食の安全講演会（3月26日）参加者の質問に答える

去る3月26日に開催した「食の安全管理に関する国際動向について」の講演会において、会場から次のような質問があった。

「さまざまなシステムや概念が乱立している印象だが、日本の食品産業、農畜産業（中小零細がほとんど）では、おそらく言葉の理解さえ困難と思われる。さらに消費者を含めた適切な理解が重要なので、これを目指す上でのお考えを伺いたい。その上で、食科協の役割りについて実際的なコメントがあればお願いします。」

当日、会場では、当面の課題として次のように答えた。

「HACCPの制度化の中で、中小食品事業者や食品衛生監視員が戸惑っていると感じています。食科協では、講演会等により HACCP を導入し易くする理解のために支援をするとともに、導入後の継続的運営が重要であることから、多くの場面での支援が必要であると考えております。」

これだけでは、NPO 法人食科協の食の安全管理に関わる説明が十分ではないため、この際これまでの経過と考え方の概要を伝えたいと思います。

NPO 法人食科協は、食の安全を「科学的根拠に基づくリスクの評価（リスクアセスメント）を基に必要な情報をすべての関係者が共有し、緊密なコミュニケーションを通し、納得のいく安全対策に合意して実行（リスクマネジメント）することが重要であると考えております。

このことから NPO 法人食科協では、安全管理における HACCP は、消費者を健康危害から守り、食品事業者による適切な安全管理ができる重要なものとして、その普及と推進に努めてきたところであります。

ちなみに、リスク分析の考え方は、HACCP において、「危害分析」がリスク評価にあたり、「CCP の設定及び CL の決定」がリスクマネジメントにあたり、「この運用を関係者と共有し、適切な運営を図る」のがリスクコミュニケーションであります。このことが、HACCP は食による健康危害に対するリスクマネジメントと言われる所以であると考えております。

NPO 法人食科協では、食の安全管理において HACCP は効果的であるとして、HACCP、ISO、FSSC などに関する講演会等を開催するなど国際動向を踏まえながら HACCP の有効性有用性について情報の提供に努めてきたところであります。一方消費者に対しても「食の安全ナビ検定クイズ」などを活用してその有用性と安全性を伝えているところであります。

この度の食品衛生管理に関する技術検討会等国の動向にも注意を向け情報の収集をするとともに、食科協ニュースレターなどにて情報の提供を行っている。併せて自治体の行う HACCP 普及推進事業への協力を行ってきております。

本年 3 月に厚生労働省が行った「食品衛生管理に関する技術検討会政省令に規定する事項の検討事項とりまとめ案」に対する意見募集【パブコメ】に対しても以下のような意見を提出したところであります。1、HACCP 制度化 10 周年における EU にみられる課題についての一層の配慮を要望、2、HACCP 制度化に伴う国際取引にあたっての整合化の観点からの要望、3、手引書の柔軟な運用についての要望。

また、2019 年度における主要事業としては、改正食品衛生法に関わる政省令について個別に講演会や勉強会を開催するなどして、消費者、食品事業者及び食品衛生監視員等が HACCP システム等を理解し、食の安全管理への理解と取組みができるよう引き続き支援、協力をすることを検討しております。これによりオリンピック・パラリンピックにおける食の安全に不安を抱かれないようなシステム構築がされることを願っております。

3. 厚生労働省のパブリックコメント募集に対する意見の提出について

去る 3 月に行われた厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課が募集した「食品衛生管理に関する技術検討会政省令に規定する事項の検討結果とりまとめ案」に関する意見の募集に対し、意見を提出した。

意見の概要は次のとおりです。

1.HACCP 制度化 10 年経過した EU に見られる課題についての一層の配慮を

EU 委員会は 2015 年 HACCP 制度化から現状までを振り返り、課題「鍵となる問題点」を整理しております。日本においても定期的に制度の課題を振り返り、中小事業者、自治体食品衛生監視員等への指導の継続をお願い致します。

- ①法的な規制と業界団体等のガイドラインの関係
- ②一般的衛生管理と HACCP の役割の理解
- ③HACCP 原則の実施、特に「ハザード分析」「CCP の設定」「検証」の理解
- ④柔軟性の理解と HACCP 制度化の目的の理解
- ⑤規制機関による監視のレベル向上とばらつきの排除

2.HACCP 制度化に伴う国際取引にあたっての整合化の観点から

食品の国際取引にあたっては HACCP の制度化は非常に意義のあるものと考えます。一方で国際的整合性が取れていない課題も残されています。

- ①食品の殺菌条件の規制（規格・基準）とその根拠、検証方法の提示
- ②高圧殺菌等新規技術の食品加工への採用についての許認可の方法の提示
- ③放射線殺菌のように諸外国で認められている食品処理技術の許認可に向けての検討

（すでに承認されている国からの「放射線殺菌された原材料」を使用した食品輸入の認可の方向性を含めて）

3. 手引書の柔軟な運用について

様々な業種・業態で HACCP の考え方に基づく衛生管理の手引書が作成されており、手引書に沿った衛生管理計画の作成を奨励されています。

しかし、食品業界は本質的に多様であり、その業態も様々であることから、手引書に書かれた管理方法が全て個々の施設やプロセスに当てはまりません。

- ①手引書の管理方法に対して除外又は代替の方法が実施された場合であっても、適切な説明がなされて実態として食品衛生上支障のない管理方法であれば容認されるべきと考えます。
- ②法改正で、HACCP の考え方に基づく衛生管理に柔軟な対応が認められていることから、法令の運用でも行政側が業界の多様な営業形態に柔軟な対応ができるよう国の運用通知に明記されるよう強く要望します。

【行政情報】

1. 広域連携協議会の設置について

3月18日、厚生労働省は各大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

改正後の食品衛生法第21条の3第1項の規定により、厚生労働大臣は、監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会を設けることができることとされており、また、「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令」が平成30年11月26日に公布され、改正後の食品衛生法施行規則第21条の規定により、広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその構成員として設けることとされている。

この規定に基づき、今般、北海道広域連携協議会、東北広域連携協議会等7つの設置規程をもって、厚生労働大臣が地方厚生局の管轄区域ごとに広域連携協議会を設けたことを知らせたものである。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000489925.pdf>

2. 豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について

3月18日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課名をもって各都道府県等衛生主管部（局）宛標記事務連絡を出した。その主な内容は次の通り。

農林水産省から別添のとおり通知があったので、業務の参考までにお知らせする。については引き続き、畜産部局への御協力方よろしく願います。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000494300.pdf>

3. 野生鳥獣肉の衛生管理等に関する実態調査の結果について

3月22日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

野生鳥獣肉の衛生管理等に関する実態調査については、平成30年10月3日付け薬生食監発1003第1号により御協力をお願いしたところですが、調査結果を別添のとおり取りまとめたので、お知らせする。

調査の結果、項目によっては、ガイドラインの遵守状況が十分ではないことが確認されたため、引き続き、ガイドラインの各項目の内容が実施されるよう関係事業者の指導について特段の対応をお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000491542.pdf>

4. 特別用途食品に関する質疑応答集について

3月26日、消費者庁は食品表示企画課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

特別用途食品の表示許可等については、「特別用途食品の表示許可等について」（平成29年3月31日消食表第188号 最終改正：平成30年8月8日消食表第403号）により運用しているが、この度、別添のとおり、特別用途食品に関する質疑応答集を定めることとしたので、貴管下で所管する事業者等の関係者に対して周知いただきたい。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/health_promotion_190326_0001.pdf

特別用途食品に関する質疑応答集

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/health_promotion_190326_0002.pdf

5. 平成31年度輸入食品監視指導計画を策定

3月26日、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室は標記計画を公表した。輸入食品監視指導計画は、食品衛生法第23条に基づき、日本に輸入される食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃの安全性を確保するため、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において厚生労働本省及び検疫所が実施する措置等について、毎年度定めるもので、計画の主な内容は次の通り。

(1) 輸出国段階での措置

- 輸出国政府との二国間協議、技術協力、計画的な現地調査等の実施
- 食肉、食鳥肉等に係る輸出国及びと畜場等における HACCP に基づく衛生管理に関する情報収集及び周知
- 諸外国の食品衛生、経済連携協定等に伴う輸入動向に基づく対応

(2) 輸入時段階での措置

- 輸入者への輸入前指導を含む安全性確保に関する指導の実施
- 輸入届出の審査による食品衛生法への適合性の確認
- 輸入届出内容と実際の貨物が同一であることの確認等
- 多種多様な食品等の安全性を幅広く監視するためのモニタリング検査の実施
(検査件数約 99,000 件 (平成30年度検査件数約 98,500 件))
- 食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる食品等の輸入者に対する検査の命令
- 食品衛生法違反判明時の輸入者への改善結果報告の指導
- 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応の実施

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000203379_00006.html

平成31年度輸入食品監視指導計画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000493730.pdf>

6. 「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」の一部改正

3月26日、消費者庁は標記一部改正を公表した。その主な改正は次の通り。

別紙2 軽症者が含まれたデータの取扱いについてが追加され、機能性表示食品制度は、疾病に罹患していない者を対象に、機能性関与成分によって特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものであるが、保健の目的が期待できる旨の表示として、「鼻目のアレルギー反応」、「中長期的な血清尿酸値」及び「食後の血清尿酸値の上昇」に関する表示をする場合の科学的根拠において、次に示す範囲内に限り、軽症者が含まれたデータについても、例外的にその使用を認めることとする。(35p)

機能性表示食品の届出等に関するガイドライン(新旧対照表)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/pdf/food_with_function_claims_190326_0002.pdf

機能性表示食品に関する質疑応答集

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/pdf/food_with_function_claims_190326_0003.pdf

7. 食品表示基準についての一部改正

3月28日、消費者庁は標記一部改正を公表した。その主な改正は次の通り。

別添安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法に目次を加え、検査方法の一部を改正した。

食品表示基準について(新旧対照表)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190328_0006.pdf

8. 冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドラインの制定

3月29日、消費者庁は標記ガイドラインを制定したことを公表した。その主な内容は次の通り。

消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、できる限り産地情報を充実させることが望ましいという観点から、食品関連事業者が「冠表示」をしている一般消費者向け商品の原材料の産地情報を、自主的に情報提供するための指針とする。

本ガイドラインにおいて自主的に原料原産地情報を提供する「冠表示」とは、「商品名に特定の原材料名を冠している表示」又は「商品名に近接した箇所に特定の原材料の使用を特に強調している表示」とする。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/pdf/country

[of_origin_190329_0001.pdf](#)

9. 食中毒健康危機管理実施要領の改正について

3月29日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」のうち、平成31年4月1日に予定している広域的な食中毒事案への対策強化に関する規定の施行に伴い、今般、食中毒発生時における厚生労働省医薬・生活衛生局の対応について定めた標記要領を改正したのでお知らせする。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000496250.pdf>

10. 「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」の改正について

3月29日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」のうち、平成31年4月1日に予定している広域的な食中毒事案への対策強化に関する規定の施行に伴い、今般、「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」を改正したのでお知らせする。

改正内容は、広域的な食中毒事案が発生した場合の対応、地方厚生局は、関係機関の連絡及び連携体制を確保するため、法第21条の3に基づく広域連携協議会に係る必要な事務を処理する等である。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000496797.pdf>

11. 食中毒統計作成要領の改正について

3月29日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。主な改正点は次の通り。

別表2食中毒病因物質の分類における「26 その他」の例示として、「2種類以上の病因物質が原因となる時等」を追加した。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000496381.pdf>

12. 農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて

3月29日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。主な改正点は次の通り。

平成17年7月21日付け食安監発第0721002号監視安全課長通知により、農林漁業体験民宿に係る各都道府県等が定める施設基準等の許可要件については、各都道府県等において関係部局間で十分に協議を行い、施設の規模、提供される食事の種類、数量等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うなど、適切に対応されるようお願いしているところ。

今般、「平成 30 年地方分権改革に関する提案募集」において、別紙のとおり、農林漁業体験民宿において、宿泊者以外への食事提供が可能となるよう更なる規制緩和を求める提案がありました。当省からは、農林漁業体験民宿として食品の営業許可を受けた施設において、現在の施設のまま食事の提供対象を拡大できるか否かについては、許可権者である地方自治体において判断いただきたい旨回答したところです。

上記を踏まえ、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、農林漁業体験民宿における食事の提供については、営業施設の許可要件は都道府県等において定め、当該許可要件に基づいて許可権者である都道府県等が許可することを明確化するため、改めて地方公共団体に周知することとされましたので、御了知願います。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000496774.pdf>

1 3. 米国食品医薬品庁 (FDA)、米国農務省 (USDA) 及び FDA が家畜及び家きん細胞株由来細胞培養食品を規制するための公式協定を公表した旨を公表

3 月 26 日、食品安全委員会が公表した食品安全総合情報システムに標記記事が掲載された。その主な内容は次の通り

米国食品医薬品庁 (FDA) は 3 月 7 日、米国農務省 (USDA) の食品安全検査局 (FSIS) 及び米国健康福祉省 (HHS) の FDA が家畜及び家きん細胞株由来細胞培養食品を協同監督するための公式協定を公表した旨を公表した。概要は以下のとおり。

当該公式協定は、FSIS 及び FDA における監督の役割及び責任、並びに当該製品の開発及び商取引への参入規制のための両機関の協働について記述する。この共同の取り組みにより、家畜及び家きん細胞株由来細胞培養製品の安全な生産と、正確な表示が保証される。

FDA 及び FSIS は、培養済み細胞のハーベスト時、FDA から FSIS への規制監督移管に相互協力する。FSIS に、培養済み細胞が USDA 検査印を添付する食肉製品へと加工するのに適格かどうか判断するための情報を提供する等、協働する。

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2019&from_month=02&from_day=23&to=struct&to_year=2019&to_month=03&to_day=08&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.desc

1 4. 食品ロス量（平成 28 年度推計値）の公表について

4 月 12 日、農林水産省食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室は標記平成 28 年度の食品ロスの量の推計結果を公表した。

本来食べられるにも関わらず捨てられた食品ロスは約 643 万トンと推計された。その概要は次の通り。

我が国では、食品廃棄物等（食品廃棄物及び有価として扱われる物）の量を削減するため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づき、国、地方自治体及び事業者等による取組が進められている。

「食品ロス」については、平成27年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）のターゲットの1つに、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれるなど、近年、関心が高まっている。

食品ロスの量は、平成28年度には約643万トンであったと推計され、前年度より3万トン減少した。食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量及び、一般家庭から発生する家庭系食品ロス量の内訳は以下のとおり。

| | 27年度 | 28年度 |
|---------|--------|----------------|
| 食品ロス | 646万トン | ⇒643万トン（-3万トン） |
| 事業系食品ロス | 357万トン | ⇒352万トン（-5万トン） |
| 家庭系食品ロス | 289万トン | ⇒291万トン（+2万トン） |

http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/190412_40.html

15. 食品ロス削減に向けた納品期限緩和の取組の進捗と今後の展開について

4月12日、農林水産省食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室は標記食品ロス削減に向けた小売事業者の納品期限緩和の取組等について公表した。その概要は次の通り。

食品ロスを削減するため、農林水産省は、補助事業にて製造業・卸売業・小売業の話し合いの場となる「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」の設置を支援し、小売事業者の納品期限緩和等の商慣習の見直しを推進している。商慣習の一つとして、賞味期間の1/3以内で小売店舗に納品する慣例、いわゆる「1/3ルール」があり、この「1/3ルール」のもとでは、賞味期間の1/3を超えて納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数を残すにも関わらず、行き場がなくなり廃棄となる可能性が高まる。このため、厳しい納品期限を緩和することは食品ロスの削減につながることを期待され、現在の総合スーパー、食品スーパー、ドラッグストア及びコンビニエンスストアにおける対応を紹介している。

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/190412.html>

（森田 邦雄）

16. [食品安全委員会提供情報](#)

本欄は食品安全委員会の会議開催実績(第736回:3月26日開催から第738回:4月9日開催分)の委員会議事概要をほぼそのまま参考にして記載させて頂いていますが、正確には食品安全委員会 HP (https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html) の当該箇所でご確認ください。

16-1 第736回食品安全委員会 (2019 (平成31) 年3月26日)

主な議事事項及び審議結果から

議 事 : 佐藤委員長ほか6名出席

議事概要

(1)平成31年度食品健康影響評価依頼予定物質について(食品中の暫定基準を設定した農薬等)→厚生労働省から説明。厚生労働省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

(2)平成31年度食品健康影響評価依頼予定物質について(飼料中の暫定基準を設定した農薬)→農林水産省から説明。農林水産省に対し食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

(3)食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬5品目

[1]チフルザミド[2]ピリダリル[3]ブプロフェジン [4]フルオピラム [5]プロチオコナゾール

・農薬及び動物用医薬品1品目

オキシリニック酸→厚生労働省及び担当の吉田(緑)委員から説明。農薬「チフルザミド」、「ピリダリル」及び「プロチオコナゾール」については、農薬専門調査会において審議することとなった。

農薬「ブプロフェジン」及び「フルオピラム」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬及び動物用医薬品「オキシリニック酸」については、農薬専門調査会において調査審議することとし、動物用医薬品専門調査会において調査審議するかどうかは農薬専門調査会における審議結果を踏まえ検討することとなった。- 2 -

・動物用医薬品3品目

[1]塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム水和物、酢酸ナトリウム水和物及びブドウ糖を有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲル糖-V注射液）

[2]牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症混合生ワクチン（ティーエスブイ3）

[3]鶏伝染性ファブリキウス嚢病・マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン（バックスオンPox/MD/IBD）→農林水産省から説明。

本件について、食品安全基本法第11条第1項第Ⅱ号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨をリスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・プリオン1案件

スペインから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について→厚生労働省から説明。本件について、プリオン専門調査会で審議することとなった。

(4)微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について

・食品安全委員会（第730回）からの検討依頼事項（アニサキス）に関する審議結果の報告について→担当の山本委員から説明。本件について、知見等を収集した上で、微生物・ウイルス専門調査会において、リスクプロファイルの作成を進めることとなった。

(5)遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「LU17257株を利用して生産されたフィターゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について→担当の川西委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(6)新開発食品専門調査会における審議結果について

・「ヴァームスマートフィットウォーター」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について→担当の川西委員及び事務局から説明。取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入る-3-こととし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を新開発食品専門調査会に依頼することとなった。

(7)食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・添加物及び遺伝子組換え食品等「Escherichia coli K-12 W3110(pWKLP)株を用いて生産されたプシコースエピメラゼ」に係る食品健康影響評価について→事務局から説明。本件について、「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはない。また、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許

容量を特定する必要はない。」との審議結果が了承されリスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・農薬「アフィドピロペン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「オキシポコナゾールフマル酸塩」に係る食品健康影響評価について→事務局から説明。「アフィドピロペンの一日摂取許容量（ADI）を 0.08 mg/kg 体重/日、急性参照容量（ARfD）を 0.18 mg/kg 体重と設定する。」「オキシポコナゾールフマル酸塩の一日摂取許容量（ADI）を 0.03 mg/kg 体重/日、急性参照容量（ARfD）を 0.2 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。
- ・遺伝子組換え食品等「JPAN002 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価について→事務局から説明。「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、評価書の一部を修正の上、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。
- ・薬剤耐性菌「家畜に使用するテトラサイクリン系抗生物質」に係る食品健康影響評価について→事務局から説明。「評価対象テトラサイクリン系抗生物質が家畜に使用された結果として、ハザードが選択され、家畜由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できないが、リスクの程度は低度であると考えた。」- 4 -との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(8) 2019 年度食品安全委員会運営計画について→事務局から説明。本件について、案のとおり決定された。

(9) 2019 年度食品健康影響評価技術研究追加公募課題（案）について→事務局から説明。本件について、案のとおり決定された。

16-2 第 737 回食品安全委員会（2019（平成 31）年 4 月 2 日）

主な議事事項及び審議結果から

出席者：佐藤委員長ほか 6 名出席

議事概要

- (1) 食品衛生法第 18 条に基づく器具又は容器包装のポジティブリスト制度の導入について→厚生労働省から説明。厚生労働省に対し、ポジティブリスト制度に伴い評価を要請する物

質については、資料を整え円滑に評価要請を行うよう伝えた。

- (2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について→厚生労働省から説明。本件について、器具・容器包装専門調査会において審議することと

なった。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について（豚コレラ経口生ワクチンを摂食したいのししに由来する食品の安全性に関する食品健康影響評価）→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。なお、本件については、国内における豚コレラの発生状況に鑑み、意見・情報の募集は通常 30 日間ではなく、15 日間にする事となった。

16-3 第 738 回食品安全委員会（2019（平成 31）年 4 月 9 日）

日時:平成 31 年 4 月 9 日（火） 14:00～15:16

場所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 6 名出席

議事概要

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について・遺伝子組換え食品等 2 品目 SKG 株を利用して生産された L-セリン →厚生労働省から説明。本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネ MS11 →厚生労働省及び農林水産省から説明。本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・「イミノクタジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について ・「カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について・「フロルピラウキシフェンベンジル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について →担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

[【会員の投稿】](#)

ラグビーワールドカップ 2019 に備える活動（大分県）に参加して

東京オリンピック・パラリンピックを前に本年 9 月から全国で開催されるラグビーのワールドカップが大分県でも開催されることとなり、多くの関係者や観客が国の内外から訪れることとなる。大分県は昨年の統計でインバウンドの増加率が全国一位となっている。

大分県を訪れる選手や観客等関係者が食による危害に遇わないよう健康危機管理対策が求められた。そこで、食品衛生対策の一環として、多くの人が利用するホテル関係者と食品衛生監視員の食品事故を想定した危機管理体制の向上を目的とした勉強の場「食品危機管理研修会」を開催した。

食科協に対しこの研修会へ講師派遣の依頼があった。食科協は食に関するリスク分析の考え方をその活動の中核にしており、食品事業者や食品衛生監視員に対する支援・協力をする団体として、これを受け、ラグビーワールドカップ開催を控え現場の方々の対応や課題を学ぶ機会として参加させていただいた。

食品危機管理研修会には、大分県内のホテル関係者及び大分県・大分市の食品衛生監視員が参加し、講師による「食中毒・感染症の危機管理」の講演と参加者全員による「テーマに基づくシミュレーション」が行われた。

講演では、「世界的なイベントが無事であれば、食の安全管理が信頼され、その評価は、個々の事業者にも反映すること。」や「事故はあるものとして対策し、事故を事件にしない、事故があっても拡大させない・再発させない。」ことを強調し、リスク管理の重要性の再確認を促した。

シミュレーションでは、「外国人の有症事例」、「食物アレルギー発症事例」及び「食品テロ予告事例」をテーマとしてそれぞれについて、グループ分けした少人数グループにより検討し、グループごとに発表し、全体討議と講師による講評をした。

シミュレーションでは、世界各地からの来訪者が遭遇するおそれのある事例を想定したもので、ホテル関係者と食品衛生監視員がそれぞれの立場から意見が出された。特に緊急時における内部・外部の連絡体制の整備が重要であることへの理解が深まった。また、食品衛生監視員から食中毒発生時の対応や衛生管理に対する丁寧な説明がケースバイケースでされた。

また、アレルギー対応については、大分県で独自に作成したピクトグラムを活用した食品衛生監視員の説明とこれに対する質疑を含めた議論がされ、事業者と行政の相互の理解が進んだと思われた。

このような会に参加し、緊急性と重要性の高いイベントへの対応として、食品事業者と食品衛生監視員が合目的に意思を明確し、確認しあうことは効果的であった。オリンピック・パラリンピックを直前に控えこのような試みは重要であると思われた。

イベントの後お時間をいただき、参加した各保健所の食品衛生監視員とリスクコミュニケーションツールなどについて意見交換することができました。

食科協は、今後とも要請があれば、テーマに応じて講師等の人材を派遣して自治体の取組を支援することも、時事的な講演会等の開催とともに重要な活動となるものと確信いたしました。

(運営委員 北村忠夫)

以上